

議 案 第 2 0 号

新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業施行規程に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正  
する条例を次のとおり制定する。

平成24年2月27日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業施行規程に関する条例の  
一部を改正する条例

新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業施行規程に関する条例（平成10年  
条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「令第22条第1項」を「同条第1項」に改める。

第16条第1項中「以下次条」を「次条」に改め、同条第3項中「前条の基準地積」  
を「基準地積」に改める。

第24条を次のように改める。

（清算金の分割徴収）

第24条 施行者は、その徴収すべき清算金の総額が10万円以上であるときは、当該  
清算金を分割徴収することができる。

2 前項の規定による分割徴収を完了すべき期限及びその分割の回数は、その徴収すべ  
き別表の左欄に掲げる清算金の総額の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる期限  
及び同表の右欄に掲げる回数とする。

3 第1項の規定により清算金を分割徴収する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日における財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第15条第2項に規定する普通地方長期資金の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率と同一の率（当該率が年6パーセントを超えるときは、年6パーセント）とし、第1回の分割徴収すべき期日の翌日から付するものとする。

（1）金利方式 固定金利方式

（2）元利金の償還方法 半年賦元利均等償還

（3）償還期間 5年以内

（4）据置期間 無し

4 第1項の規定により清算金を分割徴収する場合において、第1回の納付額は、清算金の総額を分割の回数で除して得た額を下回らない額とし、第2回以後の納付額は、清算金の総額から第1回の納付額を控除した額に前項の規定により付される利子を合わせて毎回均等になるように算定した額とする。この場合において、当該算定して得た第2回以後の納付額の合計額と第1回の納付額との合計額がその徴収すべき総額に満たないときは、当該不足額は、全て最後の納期に係る納付額に合算するものとする。

5 第1項の規定により清算金を分割徴収する場合において、第2回以後の毎回の納付期限は、それぞれその前回の納付期限の日から起算して6か月を経過した日とする。

6 第1項の規定による清算金の分割徴収を希望する者は、別に定めるところにより、施行者の承認を受けなければならない。

7 前項の承認を受けた者（以下「分割納付者」という。）は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。

8 施行者は、分割納付者が分割納付に係る納付金を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて徴収することができる。

9 分割納付者は、その氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、直ちにその旨を施行者に届け出なければならない。

第25条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定による督促をしたときは、施行者は、督促状1通につき土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第17条に規定する国土交通大臣が定める

額の督促手数料及び当該納付金額に、その納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.75パーセント（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年5.375パーセント）の割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第25条に次の2項を加える。

- 4 前項に規定する年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 5 施行者は、特別の事由があると認めるときは、第3項の規定により徴収する督促手数料及び延滞金を減額し、又は免除することができる。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（延滞金の割合の特例）

- 2 当分の間、第25条第3項に規定する延滞金の年5.375パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年5.375パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.001パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第24条関係）

徴収すべき清算金の総額	分割徴収を完了すべき期限	分割の回数
10万円以上20万円未満	1年以内	2
20万円以上30万円未満	1年6か月以内	3
30万円以上40万円未満	2年以内	4
40万円以上50万円未満	2年6か月以内	5
50万円以上60万円未満	3年以内	6
60万円以上70万円未満	3年6か月以内	7

70万円以上80万円未満	4年以内	8
80万円以上100万円未満	4年6か月以内	9
100万円以上	5年以内	10

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

土地区画整理事業清算金の分割徴収を行うに当たり、土地区画整理法施行令等の規定に基づき、施行規程に必要な事項を定めるため、本案を提出する。